



2025年 5月21日

各 位

株 式 会 社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目1番1号
代表取締役社長 井手 博
(コード番号 7013)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 坂本 恵一
T E L 0 3 - 6 2 0 4 - 7 0 3 0

当社役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入に関する議案を、2025年6月25日開催の第208回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の目的

当社は、2017年6月23日開催の第200回定時株主総会において、取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」（以下「業績連動型株式報酬」という。）を導入いたしました。

このたび、当社取締役の自社株式保有を促進し、当社の中長期的な業績や企業価値の向上に向けたインセンティブを与えるとともに、株主さまをはじめとするステークホルダーの皆さまとの価値観の共有を一層強固にすることを目的に、新たな中長期的インセンティブ報酬として本制度を導入いたします。本制度が導入された後における中長期インセンティブ報酬は、業績連動型株式報酬および本制度により構成されることとなります。なお、両者を合わせた中長期インセンティブの総枠は、従前と同様です。また、当社は、本定時株主総会終了後の取締役会において、当社執行役員を対象とした同趣旨の制度の導入を決議する予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が設定する信託（以下、本制度に基づき設定する信託を「本信託」という。）を通じて、取締役に当社普通株式（以下「当社株式」という。）および当社株式の時価に相当する額の金銭（当社株式とあわせて、以下「当社株式等」という。）を給付する制度です。

当社は、取締役に対して、当社が定める譲渡制限付株式給付規程（以下「株式給付規程」という。）に従って、事業年度ごとに、当社株式等を給付するためのポイントを付与し、当該事業年度において、ポイント数の一部に相当する当社株式を給付します。

当社は、在任中の取締役に当社株式を給付する場合、これに先立ち、当該取締役との間で、4.に記載する内容の譲渡制限契約を締結します。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役が退任するまでの間、譲渡等による処分が制限されます。

また、当社株式の給付に加え、当社は、取締役が役員たる地位のすべてを退任する時に、ポイント数の一部に対応する当社株式の時価に相当する額の金銭を給付します。

3. 本制度に係る報酬等の内容およびその額の算定の方法

(1) 報酬等の内容

本制度において、取締役に対して給付する報酬等の内容は次のとおりです。

①対象者

ポイントを付与する日が属する事業年度のいずれかの時点において当社の取締役（社外取締役を除く。）の地位を有し、または有していた者

②報酬等の内容

当社株式および当社株式の時価に相当する額の金銭

③報酬等の給付時期

a. 当社株式の給付：原則として毎年一定の時期

b. 当社株式の時価に相当する額の金銭の給付：原則として取締役の退任時

(2) 本制度に係る報酬等の額の算定の方法およびその上限ならびに取締役に対する給付の方法

当社は、事業年度ごとに、役位を勘案して算定したポイントを取締役に付与した後、取締役に対して、ポイント1個につき、当社株式1株に相当する当社株式等を給付します。当社が本信託に拠出する金銭の額の上限は、1事業年度あたり4億5,000万円（ただし、当該事業年度ごとに業績連動型株式報酬制度に係る信託に拠出される金銭の額を控除します。）とします。また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は150,000個（ただし、当該事業年度ごとに業績連動型株式報酬として付与されることとなるポイント付与の最大値を控除します。）を上限とします。ただし、本制度の導入が決議された後に、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行なわれた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行ないます。

当社は、本信託を通じて、各事業年度において、付与されたポイントの一部に相当する当社株式を取締役に給付します。また、取締役が当社役員たる地位のすべてを退任する時には、当該取締役に対して、付与されたポイントの残余分に対応する当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行なわれた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行なう。）を基礎とします。

ただし、ポイントの付与を受けた取締役が、在任中に一定の非違行為を行なったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等を行なった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。また、取締役が法令に違反する行為を行なった場合等には、給付した報酬を返還させることとします。

なお、当該取締役が非居住者である場合には、取締役の退任時において、本信託を通じて行なう方法に代えて、ポイントのすべてに対応する時価相当額の金銭を本信託外で給付します。

(3) 当社が本信託に拠出する信託金額

当社は、2026年3月末日で終了する事業年度（2025年度）から2028年3月末日で終了する事業年度まで（2027年度）の3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、毎事業年度の取締役の職務執行に係る報酬として当社株式等の給付を行なうため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2025年8月（予定））時に、1事業年度当たり4億5,000万円（ただし、当該事業年度ごとに業績連動型株式報酬制度に係る信託に拠出される金銭の額をそれぞれ控除します。）を上限として、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、上記（2）のとおり、1事業年度当たり150,000個（ただし、当該事業年度ごとに業績連動型株式報酬として付与されることとなるポイント付与の最大値を控除します。）であり、本信託設定時直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、150,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行なうために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、上記の追加拠出を行なう場合において、信託財産内にすでに終了した対象期間に係る給付に対応するものとして本信託が保有する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

なお、当社が本信託に実際に拠出する金銭には、取締役に對して給付する当社株式等に係る取得資金のほか、信託報酬やその他諸費用等が含まれる見込みです。

4. 譲渡制限契約の内容

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、当社との間で締結する契約の内容は次のとおりです。

(1) 当社株式の譲渡制限期間

当社の役員たる地位のすべてを退任する時まで

(2) 譲渡制限の解除の条件

当社役員を正当な理由により退任すること、または死亡により退任すること。ただし、当社を消滅会社とする合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除することができるものとします。

(3) 当社による無償取得の条件

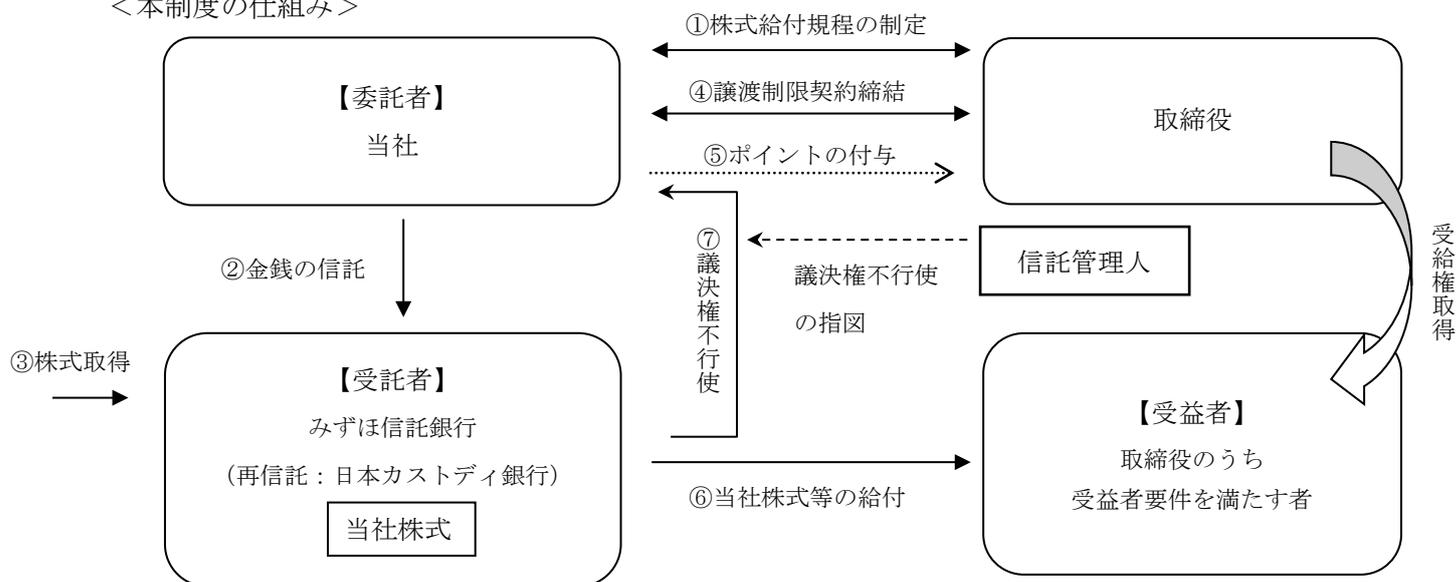
譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限の解除の条件を充足しない当社株式を保有している場合、または取締役が非違行為等を行なった場合等、譲渡制限契約に定める一定の事由に該当した場合。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT・RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock))
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2025年8月 (予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 2025年8月 (予定)
- ⑨信託の期間 : 2025年8月 (予定) から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本定時株主総会において、本制度の導入に関する決議を得た後、本定時株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本定時株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、「株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、毎年一定の時期に取締役のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。また、取締役の退任時に、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。
- ⑦ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。